

信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれなように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

信用金庫をご利用のお客さまへのお知らせ

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。信用金庫は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認など、次のような対応をさせていただきます場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い事項

- ✓追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は信用金庫によって異なる場合があります。
- ✓追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- ✓特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ✓お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、信用金庫の窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- ✓各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切に対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- ✓詳しいことは、お取引信用金庫の窓口にお問い合わせください。また、本件に関し、お取引信用金庫の窓口へのお問い合わせ後もお尋ねしたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

電話番号：03-3517-5825

n 全国しんきん相談所

受付日：月～金曜日（祝日および信用金庫の休業日を除く）

受付時間：平日午前9時～午後5時

n 金融庁 金融サービス
利用者相談室

電話番号：0570-016811

受付時間：平日午前10時～午後5時

この街と生きていく

